

定期積金（スーパー積金）

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

1. 商品名	・ 定期積金（スーパー積金）
2. 販売対象	・ 法人および個人の方
3. 期間	・ 6 カ月以上 5 年以内
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 定期的に払い込み ・ 1,000 円以上 ・ 1,000 円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻いたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 期日後利息	・ 固定金利 ・ 契約時の店頭表示金利「年利回り」を満期日まで適用します。 ・ 給付補てん金は満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を 1 円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・ 満期日以後の利息は、解約（または書替継続）日における普通預金利率を適用します。
7. 税金	・ 給付補てん金には、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手数料	
9. 付加できる 特約事項	・ 普通預金および当座預金からの自動振替による受入ができます。 ・ 個人の方は「総合口座」の担保とすることができます。
10. 中途解約時の 取り扱い	・ 満期前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ①初回払込日から解約日前日までの期間が1年未満のとき 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日前日までの期間が1年以上のとき 約定利回り×60%
11. 金利情報の 入手方法	・ 店頭備えつけの金利ボード、または当金庫ホームページをご覧ください。 さがみ信用金庫ホームページ< http://www.shinkin.co.jp/sagami/ > ・ 詳しくは、窓口までお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部（午前9時～午後5時、電話 0120-426-614<音声ガイダンス④>）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等並びに神奈川県弁護士会（電話 045-211-7716）の仲裁センター等で、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記営業統括部、全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話 03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話 03-5524-5671）のいずれかにお申し出ください。 なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにも次の①、②の方法によりご利用いただけます。①東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法。（現地調停）②当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案内を移管し、紛争の解決を図る方法。（移管調停）
13. その他参考 となる事項	・ 掛込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）による遅延利息をいただきます。 ・ 掛込が払込日前に行われた場合には、約定利回りに準じて計算した先払割引金をお支払いします。満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。 ・ この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。